

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43793

琉球政府前主席太田政作氏の復帰雜感

秘
無期限

大臣 事務次官 外務審議官 官房長
条約局長 法規課長 条約課長
北米局長 参事官 北米課長
安全保証部

琉球政府前主席 大田政作氏
「復帰雑感」 12702

(42.5.31)
半世

今般 大田政作氏は 諒理に對し、日本政府
が 基地の自由使用を認める形での 施政権返還を
実現することと 目標に 踏切すべきであるとの 主張を 中
心とした 「復帰雑感」を 提出した。 諒理に
大田氏の 諒理に
の 背景等につき 取りまとめるよう 指示があった。
702日 上記 「復帰雑感」(別添2) 及び
高野氏(別添1 諒理に提出済み)を 参考と
して 配布する。

別添1

秘
無期限

前琉球政府主席 大田政作氏
「復帰雑感」に関するコメント

昭和42 531
北米局北米課

1. 大田氏略歴

大田氏は、戦前内務省官吏であつたが、海防局長官を最後に退官し、戦後熊本県八代に住み弁護士を開業するとともに、八代市長に立候補(落選)したこともある。現在64才である。
昭和32年12月当閣重閣主席の下に閣主席となり、33年10月当閣主席の任期終了により主席に任命された。当時は、軍用地問題と、それに端を発する革新陣営の攻勢(民進ブーム)も一般落し、保守合同のなつた時期にあたる(比嘉、当閣両氏に続き3代目主席)。
その後昭和36年キャラウェイ高等弁務官が就任したが、その施政に対する反響が強まるとともに、大田主席に対しても、「対米絶頂」として攻撃が強まり、民主党的分派を含む政界混乱のうちに37年10月松岡政保閣主席と交代

した。この時期には、松岡主席は、大田追善しの側にまわっていた。

その後40年、同氏は参議院全国区に立候補、落選している。

2 大田氏の政治的立場

現在大田氏は、東京に居住し、銀座に弁護士事務所を開いており、沖縄の公職（政党関係を含む）にはついておらず、沖縄政界にそれほど根深い影響力をもつていないとは考えられない。同氏が再度主席に選出される可能性等は全くないと考えられる。

南方同胞援護会筋の説明によれば、大田氏は、沖縄政界よりもむしろ来年の参議院選挙全国区に立候補することに関心を有しており、本文中に述べられている「沖縄県復活促進国民協議会」もそのための選挙母体とする意図ではないかとのことであつた。なお、同氏前回の立候補の際には、大浜氏は、これを積極的に支持したが、次回については消極的なように見受けられる由である。

なお、大田氏は、昨年5月号及び本年2月号の外交時報に、「沖縄防衛と施政権返還について国民に訴う」及び「日米安保条約の期限到来と沖縄の施政権返還」と題して、本件「復帰継続」と同趣旨の論文を発表し、その中で、特に安保条約改訂時に沖縄が日米共同防衛区域から除外されたことを遺憾とし、日本政府が安全保障問題について積極的態度をとることにより、返還への道を開くことを訴えている。

3 施政権返還問題に関する最近の沖縄現地情勢
沖縄現地の施政権返還問題に関する空気は、必ずしも単純に細切れなものがあるが、最近においては、一般的に施政権返還を将来未確定の時点での問題としてとらえるのではなく、なんらかの形で現実的、具体的な進展を図りたいとの傾向がより強く看取される。これは野党側の蓋地反対、即時全面復帰のスローガンに対抗して、政府与党側が復帰運動のイニシアチブをとり戻したいとの姿勢の表われとみることもできよう。

すなわち、昨年8月森総務長官の教育権分離返還構想に対し、松岡主席をはじめ琉球政府が全面返還への一步をなすものとして歓迎したほか、教職員会も全面復帰実現につながるものであるならば推進すべきであるとの態度をとつた。

また今月25日立法院での代表質問の過程において民主党兼江幹部長は、「極東の緊張が解消するまで復帰が困難であるとの考え方は納得できない。米国が必要としているのは基地であり、これと施政権の分離は不可能ではない。沖縄住民としては、核持込み、憲法との関連等の問題を越えて、日も早く祖国に帰りたい。」との希望を表明し、小波副琉球政府副主席も、沖縄住民としては、憲法との関連等も越えて、早期返還のため本土の国論を統一してほしい旨の答弁を行なつた、と伝えられる。

さらに本年4月発表された東大調査団の調査において、即時全面復帰に賛成の者41.3%、段階的復帰に賛成の者47.1%という結果のなされていることも注目される。

復帰雜感

前王序

八國政作

可能な途

一、もう抽象的な論議の時代ではない。
 二、米国の肝は既に動いており、
 三、米国の肝は既に動いており、
 四、米国の肝は既に動いており、
 五、米国の肝は既に動いており、
 六、米国の肝は既に動いており、
 七、米国の肝は既に動いており、
 八、米国の肝は既に動いており、
 九、米国の肝は既に動いており、
 十、米国の肝は既に動いており、
 十一、米国の肝は既に動いており、
 十二、米国の肝は既に動いており、
 十三、米国の肝は既に動いており、
 十四、米国の肝は既に動いており、
 十五、米国の肝は既に動いており、
 十六、米国の肝は既に動いており、
 十七、米国の肝は既に動いており、
 十八、米国の肝は既に動いており、
 十九、米国の肝は既に動いており、
 二十、米国の肝は既に動いており、
 二十一、米国の肝は既に動いており、
 二十二、米国の肝は既に動いており、
 二十三、米国の肝は既に動いており、
 二十四、米国の肝は既に動いており、
 二十五、米国の肝は既に動いており、
 二十六、米国の肝は既に動いており、
 二十七、米国の肝は既に動いており、
 二十八、米国の肝は既に動いており、
 二十九、米国の肝は既に動いており、
 三十、米国の肝は既に動いており、
 三十一、米国の肝は既に動いており、
 三十二、米国の肝は既に動いており、
 三十三、米国の肝は既に動いており、
 三十四、米国の肝は既に動いており、
 三十五、米国の肝は既に動いており、
 三十六、米国の肝は既に動いており、
 三十七、米国の肝は既に動いており、
 三十八、米国の肝は既に動いており、
 三十九、米国の肝は既に動いており、
 四十、米国の肝は既に動いており、
 四十一、米国の肝は既に動いており、
 四十二、米国の肝は既に動いており、
 四十三、米国の肝は既に動いており、
 四十四、米国の肝は既に動いており、
 四十五、米国の肝は既に動いており、
 四十六、米国の肝は既に動いており、
 四十七、米国の肝は既に動いており、
 四十八、米国の肝は既に動いており、
 四十九、米国の肝は既に動いており、
 五十、米国の肝は既に動いており、
 五十一、米国の肝は既に動いており、
 五十二、米国の肝は既に動いており、
 五十三、米国の肝は既に動いており、
 五十四、米国の肝は既に動いており、
 五十五、米国の肝は既に動いており、
 五十六、米国の肝は既に動いており、
 五十七、米国の肝は既に動いており、
 五十八、米国の肝は既に動いており、
 五十九、米国の肝は既に動いており、
 六十、米国の肝は既に動いており、
 六十一、米国の肝は既に動いており、
 六十二、米国の肝は既に動いており、
 六十三、米国の肝は既に動いており、
 六十四、米国の肝は既に動いており、
 六十五、米国の肝は既に動いており、
 六十六、米国の肝は既に動いており、
 六十七、米国の肝は既に動いており、
 六十八、米国の肝は既に動いており、
 六十九、米国の肝は既に動いており、
 七十、米国の肝は既に動いており、
 七十一、米国の肝は既に動いており、
 七十二、米国の肝は既に動いており、
 七十三、米国の肝は既に動いており、
 七十四、米国の肝は既に動いており、
 七十五、米国の肝は既に動いており、
 七十六、米国の肝は既に動いており、
 七十七、米国の肝は既に動いており、
 七十八、米国の肝は既に動いており、
 七十九、米国の肝は既に動いており、
 八十、米国の肝は既に動いており、
 八十一、米国の肝は既に動いており、
 八十二、米国の肝は既に動いており、
 八十三、米国の肝は既に動いており、
 八十四、米国の肝は既に動いており、
 八十五、米国の肝は既に動いており、
 八十六、米国の肝は既に動いており、
 八十七、米国の肝は既に動いており、
 八十八、米国の肝は既に動いており、
 八十九、米国の肝は既に動いており、
 九十、米国の肝は既に動いており、
 九十一、米国の肝は既に動いており、
 九十二、米国の肝は既に動いており、
 九十三、米国の肝は既に動いており、
 九十四、米国の肝は既に動いており、
 九十五、米国の肝は既に動いており、
 九十六、米国の肝は既に動いており、
 九十七、米国の肝は既に動いており、
 九十八、米国の肝は既に動いており、
 九十九、米国の肝は既に動いており、
 一百、米国の肝は既に動いており、

大田法律事務所

止り、琉球に重要な必要かつ必要欠くべからざる要
 素は琉球に効果的軍事基地を維持すること
 である。この見地から軍事基地の機能は沖
 縄の日本復帰を達成するための第一目標と
 一致して、その効果的軍事基地の維持が認められる
 要するに、効果的軍事基地の維持が認められる
 ならば、施政権返還は考慮されるであろう。意に解さ
 れる。これは米国の代表者が沖縄住民の代表者と興え
 るべき威厳ある公式声明である。
 而して、米国の代表者は、米国の代表者が興え
 るべき威厳ある公式声明である。
 米議会の方から、帰任後国防省や國務省と復帰の
 時期や方法について話し合うべきである。
 三、このように、米側が時を見事に敏く、情け

大田政作

護川

一、基礎的のり、本側、維持を計るべき沖繩
 の地、格、左、顧、存、べ、ん、し、所、角、の、米、側
 に、於、ける、前、伺、の、意、図、に、基、き、お、し、る、日、本、の、側
 結局問題、鍵、は、米、側、の、お、し、る、日、本、の、側
 核兵器の持込、政策上の問題、か、安、当、な
 の、問題、は、本、工、に、非、ラ、リ、又、潛、水、艦、の、他、核、兵
 器、の、持、込、は、日、本、の、事、前、協、議、の、対、象、外、に、お、か、る、こ、と、に、お、か、る、
 た、が、お、の、沖、繩、の、場、合、は、事、前、協、議、の、対、象、外、に、お、か、る、
 て、お、の、沖、繩、の、場、合、は、事、前、協、議、の、対、象、外、に、お、か、る、
 け、お、の、沖、繩、の、場、合、は、事、前、協、議、の、対、象、外、に、お、か、る、
 施、政、の、基、地、の、分、離、返、還、と、い、う、言、葉、は、法、理、的
 五、
 今、の、沖、繩、基、地、は、施、政、権、行、使、の、産、物、に、お、か、る、施、政
 人、の、考、え、の、解、決、す、べ、き、返、還、の、権、利、に、お、か、る、施、政
 我、々、の、考、え、の、解、決、す、べ、き、返、還、の、権、利、に、お、か、る、施、政
 無、条、件、の、組、持、を、特、別、協、定、を、結、ぶ、お、し、る、こ、と、に、お、か、る、施、政
 の、基、地、の、組、持、を、特、別、協、定、を、結、ぶ、お、し、る、こ、と、に、お、か、る、施、政
 従、つ、て、返、還、の、特、別、協、定、を、結、ぶ、お、し、る、こ、と、に、お、か、る、施、政
 切、切、の、階、段、的、返、還、の、特、別、協、定、を、結、ぶ、お、し、る、こ、と、に、お、か、る、施、政
 葉、は、機、能、別、返、還、の、特、別、協、定、を、結、ぶ、お、し、る、こ、と、に、お、か、る、施、政
 ける、お、の、特、別、協、定、を、結、ぶ、お、し、る、こ、と、に、お、か、る、施、政
 六、
 沖、繩、の、社、会、経、済、の、既、に、十、年、余、の、歳、月、持、

大田法律事務所

大田政作

殊例は秩序の出来に
例えは判例の検事
に於ては行政の保護
の返還に本工の資格
を認めざるに於ては
職責を認めざるに於
ては暫定措置を経過
措置を講ずべし
要は國論を喚起し日本政府在鞭撻するに
之れを私共は「沖繩県復活促進國民協議会」
に結成し全國運動に力入りて國民協議会
の協賛を得て三年後の安保条約
改訂時に目をかけし行政返還の實現を期す
同時に施政の返還に伴う混乱を避けしめり

八、經過的措置の検討を進行するに當り、
現地の沖繩に對する考案の立案問題に因連し復
歸の對策を認むるの必要あり、
基地の容認を以て之を一部に反對派に週り
の筋を通らざるに於ては比れを同するの
百有餘の國民は「現案」の大局に立ち小異を
捨つるの實現を目ざし、
還つるの實際の促進に力を入れ、
敢て奮起を促し、
その社共の固有の領土に血を分り同胞を
助ぐべきことを、
今、次、敗戦の最大の犠牲者たる我々、
繩島に於ては、
この民族の自領工尊重の近代國際政

大田法律事務所

大田政作

治り 鉄則である
全 国民の間に
握り 真の心
あり 人々
にその問題を
早期解決を図り
たいか
？ 把

大田法律事務所

大田政作
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
電話 03-5561-1111

六	在	実	行	切	従	そ	の	我	人	収	今	五	の	の	核	る	に	基	の
経	際	る	は	を	を	の	基	々	の	の	の	施	の	の	兵	局	に	地	の
？	向	へ	機	中	段	に	地	の	の	返	沖	の	の	の	の	の	の	の	の
制	題	を	能	の	階	付	の	考	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
度	と	ど	別	の	的	付	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
や	？	あ	返	の	返	？	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
社	？	の	還	の	還	還	は	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
会	沖	の	と	の	と	と	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
経	緯	紛	の	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
済	の	ら	の	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
は	は	の	の	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
と	既	し	段	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
い	に	人	階	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
る	に	左	的	表	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
る	年	の	還	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	余	の	の	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
面	の	の	の	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
？	歳	は	の	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
持	月	の	の	の	の	の	持	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の

大田法律事務所

東京都中央区銀座三ノ五 新聞会館三三〇〇号
 弁護士 大田 政作
 電話東京(電七)八八六八・八八六九

九	八	七	六	五	四	三	二	一
で	同	同	同	同	同	同	同	同
綱	あ	改	備	在	之	あ	七	講
あ	時	訂	中	結	れ	あ	要	講
三	に	時	成	成	で	あ	は	可
う	施	至	あ	私	論	あ	は	可
か	政	目	あ	全	を	あ	は	可
こ	収	の	あ	同	喚	あ	は	可
民	返	の	あ	民	起	あ	は	可
族	還	の	あ	運	し	あ	は	可
自	に	の	あ	動	日	あ	は	可
決	伴	の	あ	議	本	あ	は	可
領	う	の	あ	会	政	あ	は	可
工	混	の	あ	は	府	あ	は	可
専	乱	の	あ	三	在	あ	は	可
重	本	の	あ	年	鞭	あ	は	可
は	遊	の	あ	後	揮	あ	は	可
遊	の	の	あ	現	可	あ	は	可
代	の	の	あ	在	三	あ	は	可
国	の	の	あ	安	二	あ	は	可
際	の	の	あ	保	と	あ	は	可
政	の	の	あ	条	と	あ	は	可
				約	と	あ	は	可

東京部中央区銀座三ノ五 新聞会館三三〇号
 弁護士 大田 政作
 電話東京(電) 八八六八・八八六九

治の鉄則である。
 全國民の沖繩問題
 握し眞に人々を
 ある。

大田法律事務所

東京都中央区銀座三ノ五 新聞会館三F三〇〇号
 弁護士 大田政作
 電話東京(五七)八八六八・八八六九



平代田区霞。閣。三。下。目。○。○。
外務省
北米局長 殿 親展

前琉球政府行政主席
弁護士 大田政作

昭和42年6月6日

東京事務所
東京都中央区銀座三の五
(新聞会館三階三〇〇号室)
電話(五六七)八八六八・八八六九
沖繩連絡所
那覇市松下町一の一三 多喜商店内
電話(八) 四五二一

趣 意 書(案)

沖繩!! それは去る大戦のもたらした悲劇の島である。

日米両軍はこの島で死闘を展開し、ために日本軍七万、住民十三万、米軍一万二千名が戦死し、負傷者にいたっては、その数を知らずというほどであった。

そして山河は変ぼうし、ただ卒塔婆のみが寂しく林立し、祖国の栄光を祈りつつ散華した魂はくは、いまなお南溟のはてにさまよう有様である。

日本の敗戦、無条件降伏の結果、沖繩は祖国から切り離され、爾来二十有余年、沖繩の人は灰燼の中から立上り、黙々として郷土の再建に励んでいる。

私共はこの沖繩同胞の痛ましい犠牲に深い悲しみを以て頭を垂れると共に、その不屈な精神と努力にあらためて敬意を表さずにはおられない。

こうした中であつて沖繩の同胞はひたむきに祖国を慕い、祖国への復讐を至上の目標としてきびしい現実にたえておる。

私共は、この沖繩の人々の心情を思うとき、目頭の熱くなるのを覚える。

一面沖繩は日本固有の領土であり、百万住民は血をわかつた同胞であり、嘗ては沖繩県として我が国運を担つたものである。

この国土を、この同胞を、いつ迄も他の施政下に放置することは私共の到底しのびえないところであり、又主権平等、人民の同権及び民族自決の原則、領土権尊重の近代国際政治法則からしても、この不自然な状態は我が国の戦後処理未だ成らざるを示すものであり、

私共一億同胞は今こそ立上つて、これが解決に直進しなければならぬ。

ひるがえつて考えるに、沖繩は現在我が国を初め極東に於ける国際平和及安全を維持するための軍事基地として重要な地位を占めており、この事は卒直に認めなければならない。

従て現状に於ては沖繩基地は必要悪としてこれを認容し、ただ施政権の返還を求むるを相応なりとなすものである。

ここに於て同志相謀り、国民的組織の下、日米協調の上に立ち、昭和四十五年六月の日米安保条約の期限到来迄に沖繩県の復活を実現するため、沖繩県復活促進国民協議会を結成し、以て国民運動を展開せんとするものであり、私共は広く全国民の賛同を希う次第である。

沖縄県復活促進国民協議会規約(案)

- 第一条 本会は沖縄県復活促進国民協議会と称す。
- 第二条 本会は沖縄基地の現状を認容し、日米の協力により昭和四十五年六月迄に沖縄県の復活を期す。尚、その復活に備え諸般の事項を調査研究するものとす。
- 第三条 本会は本会の趣旨に賛同するものを以て会員となす。
- 第四条 本会は本部を東京におき、各都道府県及沖縄に支部をおく。
- 第五条 本会に会長、副会長各一名、幹事、評議員若干名をおく。尚、顧問をおくことができる。
- 第六条 会長、副会長は総会に於て選出し、幹事、評議員、顧問は会長がこれを依頼する。
- 第七条 会長は会務を総理し(総会招集を含む)副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合会長の職務を代行する。
- 第八条 幹事は会長の命を受けて会務を処理する。評議員は会務に関する重要事項を評議する。顧問は会長の諮問に応えるものとする。
- 第九条 支部には支部長、副支部長、幹事、評議員及び必要に応じ顧問をおき、その員数選任方法、職責などは本部のそれに準ず。
- 第十条 本会の経費は、会員の会費及寄附金を以てあて、会費は年額 円とす。

附 則

本規約を施行するに必要な事項は、評議員会の議を経て会長がこれを定める。

北米

沖繩の新聞に載せられたり
参考の材料を送りよす

三	時	米	而	に	こ	れ	ら	要	一	繩	で	素	止	略	の	の	は	的	「	セ	ア	ニ	米	在	一	も	復
か	期	議	に	に	れ	ら	ば	可	致	の	あ	ほ	刀	を	の	並	決	の	日	一	一	米	在	も	も	復	歸
う	や	会	に	に	は	ら	施	る	し	日	る	琉	に	抑	他	未	軍	本	ジ	ガ	の	肚	強	的	復	雜	
に	方	の	に	に	米	政	に	効	て	本	球	に	つ	下	友	早	基	復	我	并	は	既	に	論	前	感	
ふ	法	の	に	に	國	権	返	果	の	の	の	知	つ	る	好	め	地	歸	に	務	に	に	動	議	五	席	
し	つ	帰	に	に	表	還	は	的	の	の	見	果	重	能	國	自	状	維	に	貴	の	ハ	ツ	の	時	大	
る	米	の	に	に	者	考	慮	地	の	の	成	的	要	刀	は	由	態	持	い	重	の	度	リ	と	代	田	
側	の	後	に	に	の	の	の	の	と	の	下	の	必	至	の	諸	を	の	と	の	の	度	リ	と	代	田	
か	語	合	に	に	の	の	の	の	と	の	の	要	要	に	の	國	を	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
時	を	の	に	に	の	の	の	の	と	の	の	欠	欠	ね	の	民	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
を	見	に	に	に	の	の	の	の	と	の	の	く	く	ら	の	と	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
に	に	に	に	に	の	の	の	の	と	の	の	く	く	ら	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
敏	に	に	に	に	の	の	の	の	と	の	の	く	く	ら	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
で	に	に	に	に	の	の	の	の	と	の	の	く	く	ら	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
情	に	に	に	に	の	の	の	の	と	の	の	く	く	ら	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
り	に	に	に	に	の	の	の	の	と	の	の	く	く	ら	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の

大田法律事務所

東京部中央区銀座三ノ五 新聞会館三F三〇〇号
弁護士 大田 政作
電話東京(呉)八八六八・八八六九

六	大田法律事務所														五	四													
在	実	る	は	切	れ	従	よ	は	無	戎	く	収	今	で	施	け	て	に	答	い	の	核	る	結	に	基	は		
経	際	へ	機	で	を	て	れ	基	条	々	ら	の	の	は	政	ば	お	に	が	の	向	兵	べ	局	於	地	は		
て	向	き	能	の	段	条	に	地	件	の	さ	返	沖	の	の	る	さ	持	現	題	客	き	向	け	の	の			
制	度	と	あ	返	的	付	に	維	は	考	の	と	繩	は	の	と	の	込	に	で	の	持	あ	の	前	格	日		
度	や	し	る	還	の	返	還	は	と	は	と	れ	地	の	の	の	日	は	上	に	は	込	る	鐔	問	の	本		
社	会	の	紛	ら	と	と	と	持	許	条	施	解	に	施	の	分	場	合	で	お	の	違	策	上	の	と	側		
会	経	済	の	わ	す	う	う	協	定	の	返	に	行	政	返	還	は	事	前	の	違	憲	上	の	意	と	側		
経	済	の	は	し	段	葉	葉	定	を	と	貸	行	政	の	と	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		

東京都中央区銀座三ノ五 新聞会館三三三〇号
 弁護士 大田 政作
 電話東京(会)八八六八・八八六九

九	で	繩	!!	今	に	敢	還	捨	百	は	筋	の	基	歸	現	八	經	過	同	時	の	約	改	訂	時	を	備	中	結	成	を	そ	れ	あ	る	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊
で	あ	る	う	か	民	族	自	次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊	
あ	る	う	か	民	族	自	次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊		
る	う	か	民	族	自	次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊			
う	か	民	族	自	次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊				
か	民	族	自	次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊					
民	族	自	次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊						
族	自	次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊							
自	次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊								
次	領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊									
領	上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊										
上	尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊											
尊	重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊												
重	は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊													
は	近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊														
近	代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊															
代	国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊																
国	際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊																	
際	政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊																		
政	に	施	政	返	還	に	伴	う	混	乱	を	避	け	る	の	め	七	要	は	講	可	う	職	に	例	殊																			

大田法律事務所

東京市中央区銀座三ノ五 新聞会館三F三〇号
 弁護士 大田 政作
 電話東京(呉) 八八六八・八八六九

治の鉄則である。
全国民が沖縄問題を自分自身の問題として把握し、真に心にとその早期解決を図りたいとの意がある。

五月十日

大田法律事務所

東京都中央区銀座三ノ五 新聞会館三F三〇〇号
弁護士 大田政作
電話東京(金)八八八・八八六九



大臣
事務次官
外務省
官房長

条約局長
滋賀課長
条約課長

安全保障部

北米局長
参事官
北米課長

琉球政府前主席大田政作氏
「復帰雜感」 12.20.2

(42.5.31)
半世

今般 大田政作氏の論議に對し、日本政府
が基礎の自由使用を認める形に對しては、
他政権之を

實現するに必要の目標に踏切るべきであるとの主張の中
心として「復帰雜感」を提出し、理由として論議す

大田氏等呈上

の背景等について取り扱ふべき旨が示された

7.22.18 上記「復帰雜感」(別添2) 12.20

書譯2.1.1 (別添1 論議に提出す) 4.1.1
2.1.1 配布す

裁
無期限

前琉球政府主席大田政作氏
「復讐維新」に関するコメント

昭和42.5.31
北米局北米課

1. 大田氏略歴

大田氏は、職前内務省官吏であつたが、澎湖島長官を最後に退官し、戦後熊本県八代に任ぜられ弁護士を開業するとともに、八代市長に立候補（落選）したこともある。現在64才である。

昭和32年12月当閣重閣主席の下に副主席となり、34年10月当閣主席の任期終了により主席に任命された。当時は、軍用地問題と、それに端を発する革新陣営の攻勢（民進ブーム）も一段落し、保守合同のなつた時期にあたる（比嘉、当閣両氏に親き3代目主席）。

その後昭和36年キャラウェイ高等弁務官が就任したが、その施政に対する反響が強まるとともに、大田主席に対しても、「対米従属」として攻撃が強まり、民主党の分裂を含む政界混乱のうちに37年10月松岡政保閣主席と交代

した。この時期には、松岡主席は、大田退席しの備にまわつていた。

その後40年、同氏は参議院全国区に立候補、落選している。

2. 大田氏の政治的立場

現在大田氏は、東京に居住し、銀座に弁護士事務所を開いており、沖縄の公職（政党関係を含む）にはついておらず、沖縄政界にそれほど根深い影響力をもつていないとは考えられない。同氏が再度主席に選出される可能性等は全くないと考えられる。

南方同胞援護会筋の説明によれば、大田氏は、沖縄政界よりもむしろ来年の参議院選挙全国区に立候補することに関心を有しており、本文中に述べられている「沖縄県復活促進国民協議会」もそのための選挙母体とする意図ではないかとのことであつた。なか、同氏前回の立候補の際には、大田氏は、これを積極的に支持したが、次回については消極的なように見受けられる由である。

なか、大田氏は、昨年5月号及び本年2月号の外交時報に、「沖縄防衛と施政権返還について国民に訴う」及び「日米安保条約の期限到来と沖縄の施政権返還」と題して、本件「復帰維新」と同題旨の論文を発表し、その中で、特に安保条約改訂時に沖縄が日米共同防衛区域から除外されたことを遺憾とし、日本政府が安全保障問題について積極的態度をとることにより、返還への道を開くことを訴えている。

3 施政権返還問題に関する最近の沖縄現地情勢

沖縄現地の施政権返還問題に関する空気は、必ずしも単純に割切れないものがあるが、最近においては、一般的に施政権返還を将来未確定の時点での問題としてとらえるのではなく、なんらかの形で現実的、具体的な進展を図りたいとの傾向がより強く看取される。これは野党側の基地反対、即時全面復帰のスローガンに対抗して、政府与党側が復帰運動のイニシアティブをとり戻したいとの姿勢の表われともみることができよう。

すなわち、昨年8月森総務長官の教育権分離返還構想に対し、松岡主席をはじめ琉球政府が全面返還への一步をなすものとして歓迎したほか、教職員会も全面復帰実現につながるものであるならば推進すべきであるとの態度をとつた。

また今年25日立法院での代表質問の過程において民主党桑江幹事長は、「極東の緊張が解消するまで復帰が困難であるとの考え方は納得できない。米國が必要としているのは基地であり、これと施政権の分離は不可能ではない。沖縄住民としては、核持込み、憲法との関連等の問題を越えて、日も早く祖國に帰りたい。」との希望を表明し、小波瀆琉球政府副主席も、沖縄住民としては、憲法との関連等も越えて、早期返還のため本土の国論を統一してほしい旨の答弁を行なつた、と伝えられる。

さらに本年4月発表された東大調査団の調査によつて、即時全面復帰に賛成の者41.3%、段階的復帰に賛成の者47.1%という結果のでていることも注目される。

秘
無期限

前琉球政府主席大田政作氏
「復帰権感」に関するコメント

昭和42 5.31
北米局北米課

1. 大田氏略歴

大田氏は、戦前内務省官吏であつたが、澎湖島長官を最後に退官し、戦後熊本県八代に住み弁護士を開業するとともに、八代市長に立候補（落選）したこともある。現在64才である。

昭和32年12月当閣重剛主席の下に副主席となり、34年10月当閣主席の任期終了により主席に任命された。当時は、軍用地問題と、それに端を発する革新陣営の攻勢（民進ブーム）も一敗落し、保守合同のなつた時期にあたる（比嘉、当閣両氏に続き3代目主席）。

その後昭和36年キャラウエー高等弁務官が就任したが、その施政に対する反響が強まるとともに、大田主席に対しても、「対米従属」として攻撃が強まり、民主党の分裂を含む政界混乱のうちに39年10月松岡政保現主席と交代

した。この時期には、松岡主席は、大田追落しの働にまわつていた。

その後40年、同氏は参議院全国区に立候補、落選している。

2. 大田氏の政治的立場

現在大田氏は、東京に居住し、銀座に弁護士事務所を開いており、沖縄の公職（政党関係を含む）にはついておらず、沖縄政界にそれほど根深い影響力をもつていないとは考えられない。同氏が再度主席に選出される可能性等は全くないと考えられる。

南方同盟授勲会筋の説明によれば、大田氏は、沖縄政界よりもむしろ来年の参議院選挙全国区に立候補することに関心を有しており、本文中に述べられている「沖縄県復活促進国民協議会」もそのための選挙母体とする意図ではないかとのことであつた。なお、同氏前回の立候補の際には、大田氏は、これを積極的に支持したが、次回については消極的なように見受けられる由である。

なお、大田氏は、昨年5月号及び本年2月号の外交時報に、「沖縄防衛と施政権返還について国民に訴う」及び「日米安保条約の期限到来と沖縄の施政権返還」と題して、本件「復帰離感」と同趣旨の論文を発表し、その中で、特に安保条約改訂時に沖縄が日米共同防衛区域から除外されたことを遺憾とし、日本政府が安全保障問題について積極的態度をとることにより、返還への道を開くことを訴えている。

3. 施政権返還問題に関する最近の沖縄現地情勢
- 沖縄現地の施政権返還問題に関する空気は、必ずしも単純に割切れないものがあるが、最近においては、一般的に施政権返還を将来未確定の時点での問題としてとらえるのではなく、なんらかの形で現実的、具体的な進展を図りたいとの傾向がより強く看取される。これは野党側の基地反対、即時全面復帰のスローガンに対抗して、政府与党側が復帰運動のイニシアティブをとり戻したいとの姿勢の表われとみることもできよう。

すなわち、昨年8月森総務長官の教育権分離返還構想に対し、松岡主席をはじめ琉球政府が全面返還への一步をなすものとして歓迎したほか、教職員会も全面復帰実現につながるものであるならば推進すべきであるとの態度をとつた。

また今年2月立法院での代表質問の過程において民主党兼江幹事長は、「極東の緊張が解消するまで復帰が困難であるとの考え方は納得できない。米国が必要としているのは基地であり、これと施政権の分離は不可能ではない。沖縄住民としては、核持込み、憲法との関連等の問題を越えて、目も早く祖国に帰りたい。」との希望を表明し、小波蔵琉球政府副主席も、沖縄住民としては、憲法との関連等も越えて、早期返還のため本土の国論を統一してほしい旨の答弁を行なつた、と伝えられる。

さらに本年4月発表された東大調査団の調査において、即時全面復帰に賛成の者47.3%、段階的復帰に賛成の者47.1%という結果のでていることも注目される。